

村上市消防本部・署及び各分署自動販売機設置に係る仕様書

1 貸付場所（別添「自動販売機位置図」参照）、貸付面積、台数、商品売上数量

物件 番号	貸付場所	貸付面積	台数	商品売上数量 (参考)	貸付料率
1	村上市塩町 12 番 6 号 村上市消防本部・署 1 階エントランスホール	1.98 m ²	1 台	令和 6 年度 11,123 本/年	最低制限率 1.4 %
2	村上市大津 1669 番地 1 村上市消防署荒川分署 1 階 玄関	1.08 m ²	1 台	令和 6 年度 1,271 本/年	最低制限率 9.9 %
3	村上市牧目 1224 番地 1 村上市消防署神林分署 1 階 物品庫	0.93 m ²	1 台	令和 6 年度 1,564 本/年	最低制限率 10.6 %
4	村上市岩沢 4887 番地 4 村上市消防署朝日分署 1 階 物置	0.93 m ²	1 台	令和 6 年度 1,841 本/年	最低制限率 8.4 %
5	村上市府屋 6 番地 35 村上市消防署山北分署 1 階 書庫	1.19 m ²	1 台	令和 6 年度 1,143 本/年	最低制限率 11.0 %
6	岩船郡関川村大字下関 1956 番地 村上市消防署関川分署 1 階 物置	1.19 m ²	1 台	令和 6 年度 2,037 本/年	最低制限率 6.1 %

※1 「貸付面積」には、本体設置面積のほか、回収ボックスの設置面積を含む。

※2 自動販売機の機種によっては、設置及び商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場合も考えられるため、必ず見積書提出前に設置場所の確認をしておくこと。

2 貸付期間

令和 8 年 6 月 1 日から令和 13 年 5 月 31 日まで（5 年間、更新なし）

3 設置条件

(1) 大きさ、およびデザイン

① 自動販売機の大きさは、おおよそ幅 1200mm×奥行 800mm×高さ 2000mm 以内で、「貸付面積」以内に設置できるものとする。

- ② 原則として、新品もしくは未使用品を設置すること。

ただし、設置から経過年数が6年以内であり、かつ契約満了日までの期間において耐用年数を満たすものである場合は、新品以外の自動販売機を設置を認めるが、環境性能および省電力性能が新製品と同等の水準であることを基本とする。また、中古品である場合は書面等で比較と確認ができるよう、必要な資料（製造年、仕様書、省エネ性能証明等）を提出すること。

(2) 環境対策

- ① ノンフロン対応機とすること。
- ② 照明の自動点滅・減光、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とすること。

(3) 耐震対策

自動販売機の設定にあたっては、日本産業規格（JIS）の「自動販売機の据付基準」や日本自動販売機工業会の「自動販売機据付基準マニュアル」等を遵守し、転倒防止措置等の安全確保を十二分に行うこと。

(4) 空容器回収箱

- ① 自販機の横等に販売商品の容器に対応した回収ボックスを設置すること。
- ② 廃棄された空き容器がボックスからはみ出さないように定期的な回収を行い、自動販売機周辺を清潔に保つこと。

(5) 自動販売機の設置及び管理運営

- ① 設置業者において、商品の補充、金銭管理など自動販売機の維持管理をおこなうこと。
- ② 設置業者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って、自動販売機の維持管理に努めるほか、故障時には即時対応すること。
- ③ 自動販売機の故障や問い合わせ、苦情については、設置業者の責任において対応すること。また、自動販売機本体前面の分かりやすい箇所に緊急時（トラブル時）の連絡先を掲示すること。

4 販売商品の種類等

- (1) 酒類を除く清涼飲料水とし、水、お茶、コーヒー、紅茶、炭酸飲料、スポーツドリンク等、極力バラエティーに富んだ品揃えとすること。
- (2) 設置する自動販売機における販売価格は、一般的な市中自動販売機での標準販売価格より概ね10円から20円程度低い価格とすること。

なお、価格設定にあたっては、利用者の負担軽減と事業者の運営継続性の両立を図るよう配慮すること。

5 費用負担

- (1) 自動販売機の設置（電気、配線等）維持管理及び撤去に係る費用は、設置業者が負担する。工事を必要とする場合には、村上市の指示に従うものとする。
- (2) 電気料金は村上市が負担するため、設置する自動販売機は省電力タイプのものとする。

6 自動販売機設置に伴う事故

村上市の責に帰する事由による場合を除き、設置業者がその責を負う。

7 商品・機種等の盗難及び破損

- (1) 村上市の責に帰することが明らかな場合を除き、村上市はその責を負わない。
- (2) 設置業者は、商品及び自動販売機が毀損または汚損したときは、自己の負担により速やかに復旧しなければならない。

8 現状復旧

設置業者は、自動販売機を撤去したときは、自らの責任と負担のもとに現状復旧を行い、村上市の確認を受けること。

9 その他

本仕様に定めのない事項については、協議のうえ決定する。